

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要

1 改正概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）について所要の改正を行うものである。

2 改正対象

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令

3 改正内容

（1）延滞金の割合について（第32条）

延滞金の割合は、年14.5%を原則としつつ、例外として租税特別措置法第94条第1項に規定する「延滞税特例基準割合」が年7.2%以下の割合の場合には、当該延滞税特例基準割合に年7.25%を加算した割合とする。

（2）還付加算金の割合について（第33条）

還付加算金の割合は、年7.25%を原則としつつ、例外として租税特別措置法第95条に規定する「還付加算金特例基準割合」が年7.2%以下の割合の場合には、当該還付加算金特例基準割合とする。

4 施行期日

令和5年4月19日

5 その他

本改正は、法律の改正を受け当然に必要とされる規定の整理であり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しない。